

令和4年度第3回東大阪市都市計画審議会

令和5年2月24日（金）

午後3時00分～午後4時28分

東大阪市庁舎 18階 大会議室

<議長>

それでは、議案第1号「東部大阪都市計画防災街区整備地区計画の決定について」を説明願います。

<説明課>

それでは議案第1号「東部大阪都市計画防災街区整備地区計画の決定について」ご説明させていただきます。

今回、防災街区整備地区計画の指定を進めている若江・岩田・瓜生堂地区の位置につきましては、赤色で示した箇所となっております。市役所本庁舎から見て南に位置しており、地区の北側には近鉄奈良線、西側には大阪中央環状線があります。また、現在事業中の大阪モノレール「（仮称）瓜生堂駅」が地区の西側に令和11年に完成予定となっております。

こちらが若江・岩田・瓜生堂地区を拡大したものになります。当地区は近鉄奈良線若江岩田駅から徒歩圏内にあり、大阪中央環状線等にも接していることから交通の利便性が高い地区です。こうした利便性の高さもあり、早くから道路や公園といった公共施設が十分に整備されないまま住宅地が形成されてきました。現在は建築物の老朽化が進むとともに、狭隘な道路が多く、木造建築物等が密集していることから、「地震時等に著しく危険な密集市街地」に位置付けられ防災上で課題を抱えているエリアとなっております。

次にこれまでの若江・岩田・瓜生堂地区における取組や経緯について、説明いたします。平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、平成9年に市街地の燃えやすさ、老朽建築物の集積状況、世帯密度をふまえ、当該地区は大阪府より「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」に指定されました。平成15年以降、災害時に消防活動が困難となる区域の解消を目的に、一部の主要生活道路(防災道路)を消防活動に有効な6.7メートルの幅員にする道路幅員の拡幅事業を行っています。平成18年には、防災上課題のある密集市街地で再開発を進めるための方針である防災街区整備方針において、とくに

一体的・総合的に再開発を促進すべき地区として「防災再開発促進地区」に指定されました。平成24年には国交省より、地震時等において防災上多くの課題を抱える密集市街地として「地震時等に著しく危険な密集市街地」に指定されました。平成26年以降、老朽化した木造賃貸住宅を除却する際に一定割合の金額を補助する木造賃貸住宅除却補助事業を行っています。平成28年には、南海トラフ地震などによる地震の発生が高まる中、地震や火災などの災害に強いまちづくりを進めるために市内の一部地域を除く市街化区域全域に準防火地域を拡大しました。令和4年には、防災街区整備方針より、密集市街地において特定防災機能を確保するために整備されるべき道路等として「防災公共施設」を定めました。そして今回、若江・岩田・瓜生堂地区において防災街区整備地区計画を指定いたします。

次に「地震時等に著しく危険な密集市街地」について説明いたします。「地震時等に著しく危険な密集市街地」とは、密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、あるいは道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で重点的な改善が必要な密集市街地」を言います。大阪府内では、大阪市、堺市、豊中市、守口市、門真市、寝屋川市の一部が指定されており、本市では、当該地区の若江・岩田・瓜生堂地区のみが指定されています。そのため、当該地はこれらの問題に向けた重点的な改善が必要です。

次に防災街区整備地区計画について説明させていただきます。地区計画は街区単位の課題を解決するために都市計画に定める手法のひとつですが、それぞれの目的によって用いる地区計画も異なります。今回は災害時における延焼防止や避難路確保等を目的とする防災街区整備地区計画を用います。これから、防災街区整備地区計画の本身について詳しく説明させていただきます。

防災街区整備地区計画を指定するにあたり、地区の将来像を「地震・火災などの災害に強い安全・安心なまち」と定めました。地震発生時の建物倒壊等により、火災が発生した場合に備え、建築物の不燃化をすすめるとともに、延焼遮断に寄与する安全な避難路の確保となる道路を整備することで、地震や火災が発生した場合であっても防災機能が確保された安全・安心なまちの形成を図ります。

地区の将来像である「地震・火災などの災害に強い、安全・安心なまち」を実現するために区域の整備に関する方針を次のように定めました。一つ目の土地利用の方針では、「地区内の建築物の防火性能を高め、火災に強い建築物へと更新することで、火災が発生した場合の延焼を防ぐとともに、地区防災施設の整備によって安全な避難

路を確保し、地区の防災性の向上を図る。」としています。二つ目の地区防災施設の方針では、「防災街区整備方針に基づき、防災機能の向上に寄与する主要な生活道路を地区防災施設に指定し、幅員6.7mの道路整備をおこなうとともに、円滑な消防活動を促進するために、地区外の幹線道路と接続する整備済の幅員6m以上の道路についてもあわせて地区防災施設に指定することによって、安全な避難路の確保を図る。」としています。三つ目の建築物等の整備の方針では、「本地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物の構造に関する防火上必要な制限を定め、防災機能の確保と良好な居住環境の形成を図る。」としています。

これらの区域の整備に関する方針に基づいて、防災街区整備地区計画を次のとおり定めます。名称は若江・岩田・瓜生堂地区防災街区整備地区計画とします。指定する位置は、若江本町一丁目・二丁目、若江北町一丁目、岩田町三丁目、瓜生堂一丁目・二丁目地内となります。地区防災施設は、既に拡幅された路線、拡幅事業を進めている路線のあわせて11路線を指定します。防災街区整備地区整備計画では、建築物の構造は耐火建築物等又は準耐火建築物等とする制限を定めます。次のスライドより、地区防災施設と防災街区整備地区整備計画について詳しく説明させていただきます。

地区防災施設とは、火災又は地震が発生した場合に延焼防止上及び避難上必要な機能を確保するために整備すべき道路等をいいます。図のように現状、区域内で大きな火災が発生した場合、火災が延焼し道も狭いため避難困難に陥る可能性が高くなっています。地区防災施設の指定により、延焼を防ぐとともに安全な避難路を確保していきます。

次に今回指定する地区防災施設の具体的な箇所について説明します。図上で点線で示された、防災街区整備方針に指定されている防災公共施設を指定します。こちらは拡幅事業を進めている道路になります。点線でお示ししている道路のみでは幹線道路等への接続が乏しく特定防災機能が確保されないため、大阪中央環状線や八尾枚方線といった幹線道路に接続させるために実線で示した6m以上の道路をプラスし、合計11路線を地区防災施設に指定します。

次に防災街区整備地区整備計画に定める制限について説明します。定める制限は地区内に建てる建物は、準耐火建築物等または耐火建築物等とする防火上必要な制限を定めます。これまで2階建以下かつ延床面積500平方メートル未満の建物を建築する際は防火構造の建築物で建築可能だったものが、準耐火建築物等以上の構造で建築しなければならない規制を定めます。これらを定めることにより当地区を地震や火災が発生した場合であっても防災機能が確保された安全・安心なまちをめざします。

最後に都市計画の手続きについて説明いたします。これまでの手続きとして、令和4年10月28日と令和4年10月30日に若江岩田駅前市民プラザにおいて地元説明会を行いました。市政だよりによる広報や権利者への案内文の送付を行い、各日60名程の方が参加しましたが、両日ともに反対意見はございませんでした。次に、10月31日～11月14日の2週間、原案の縦覧を行い、11月15日～11月22日の1週間、意見書提出期間としました。意見書の提出はございませんでした。12月2日付で大阪府協議を行い、異議なしの回答をいただいています。都市計画案の縦覧および意見書の提出を12月14日～12月28日に行いました。意見書の提出はございませんでした。本日の審議会で議を経たのち、3月頃の都市計画決定告示を予定しています。

以上で議案第1号「東部大阪都市計画防災街区整備地区計画の決定について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議長>

説明が終わりましたので、審議を始めたいと思います。委員の皆さんご意見、ご質問ございませんでしょうか。

<委員1>

東大阪市の中で、この地区が一番遅れているという感があるんですけども、割と広いこのエリアの中で、どれくらいの建物が対象なのかをお教え願いたいと思います。それと、これはまだ決定になってないんですけど、決定すれば、いつぐらいから事業をするのか、また、いつぐらいまでかかるのかを教えてくださいたいと思います。以上でございます。

<説明課>

指定後に、防火規制に係る対象の建築物の数は、約1,600棟でございます。あと、施行は条例を含めまして、令和5年4月1日を予定しております。

<委員2>

このエリアについて進めるのは大変結構なことだと思います。東大阪を見渡しますと、ここはまだましな方じゃないかなと思うエリアがたくさんあると思うんですが、そのエリアについても、やっぱり手を打っていかねばというふうに思うんですが、これを指定されるまでにいろいろ調査をなさったと思いますが、そういう調査

は他のエリアもなさっておられるかどうか。今後、そういったエリアについてはどうしていくべきかというふうな議論がなされているかどうか、ちょっと教えていただければと思います。

<説明課>

先ほど経過の中で、災害に強いすまいとまちづくり促進区域という形で、東大阪市内で現在、徳庵駅周辺、花園駅前、柏田・寿町周辺が該当しております。これに対して事業を行うかということにつきましては、今現在ここで進めていることをまず進めまして、それ以降また検討を進めたいという形で考えております。

<議長>

ちょっと私の方から話をさせていただきますと、この地区計画というのはですね、都市計画の中で特殊な計画でして、建物に例えると、1階部分に一般的な都市計画と建物をコントロールする建築基準法の規制が掛かっています。その上に二階部分として、この地区計画というものを作る。そうすることによって何ができるかというと、一般的にはしないことをすることができるようになる。しないことは何かというと、9ページの地区整備計画の中で密集市街地だから道路を作りましょうということが書かれていますけども、ここに指定された道路は都市計画で決定された道路ということになります。ところが、一般的には都市計画道路ってのは広幅員の道路しか決められないんで、こういう小さい道路を都市計画で決めることは特殊です。その特殊なことをするために、この地区計画があると言ってもいいくらい。それはこの地域は密集した市街地で防災上の懸念があったので、この道路をできるだけ早急に整備していきたい。しかも、エリアとしてかなり広い面積なので。だから特殊な計画を作ることによって、その整備を促進しようということで地区計画をしているわけですね。だから、これをいろんな所でたくさん作るというわけにもなかなかいかないところもありまして、ここでやっていって、次第にですねその影響を広げていくということが期待されるところかなと思います。

<委員3>

先ほどのご説明の中で、この地区以外に徳庵駅周辺や柏田・寿町のあたりということでご指摘があったんですけども、特に徳庵駅の周辺、具体的には稲田上町とか本町だというふうに思うんですけども、やはりかなり密集してしまっていて、火災とかが

あってもなかなか消防車が入れずに、ポンプを繋いで消火するということもありまして、現実的には防災面ではかなりの不安を持たれる方がたくさんおられます。当然、地区計画となりますと一定の強制力を伴うものですから、地域の住民の方のご協力というか、合意も必要なことだというふうに思うんですけども、若江・岩田・瓜生堂地区っていうのは、そういう話し合いも先行的に進んで今回の地区計画に至ったんですけども、こうしたこの地区計画の流れというか成果をですね、そういう地域の方々によく伝えていただいて、稲田地区になるとここよりもかなり大きい地区になりますので、話し合いをするのにもかなり時間が掛かるかなというふうに思いますけれども、今、かなり建物が老朽化していて、建て替えたいということなるんですけども、今のところ何も計画がなくて、道路が狭くて、建て替えもできないというところもたくさんありまして、一定の計画っていうのはやはり作らなきゃいけないというふうに思っていますので、ちょっとそのあたりは今後この計画を着実に推進していくということと一緒に、他の地域のことについても意欲的に進めていただきたいという言葉を用意として述べさせていただきます。

<委員4>

今回の地区計画の対象になっている地域については、防災の観点から危険性が高いということで非常に必要性が高いものだという事はよく理解できました。一方で、この規制がかかる対象の方が1,600件近くあるということで、実際に6.7メートルの道路に確保するという事で影響がある方々がいらっしゃると思うんですけども、現状の狭い道路というのが大体何メートルぐらいになっているところが多くて、仮にご協力いただいて後退していただくという場合に、建て替えができなくなってしまような方がいらっしゃるのかどうかっていうところと、もしいらっしゃる場合にはどういう対応を検討されているか伺えればと思います。

<説明課>

きっちりした数字としては無いんですけども、拡幅することによって建てられなくなるという数はかなり少ないと思います。ただ、そこを全部買収するとかということではないので、その時の相談にはなるんですけども、例で言いますと隣の方に買い取っていただくとかという形が予想されます。具体的にちょっとはつきりしたものじゃないんですけども、今進めている整備延長といいますか、この区域全体の中で進捗としましては26%となっています。

<委員4>

あくまで建てられなくなる場合が少数ありうるとしても、そこはケースバイケースであくまで任意の中で進めていかれるということと、あとは隣の方に買い取っていただいたりということをして市としても工夫というか協力されるということですね。

<委員5>

今のご質問にちょっと関連してプラスアルファになるんですけれども、この図面では分からないんですけれども、長屋とか木造賃貸アパートとか文化住宅とか、そういう賃貸の方は建て替えると出て行かざるをえないとか家賃が上がってしまうとかいろいろあるかと思うんですけれども、この道路沿いでそういった賃貸住宅で引っかかるような方っていうのはどれぐらいいらっしゃるんでしょうか。

<説明課>

画面上で示している赤色の部分が木造の賃貸住宅になります。質問とは少し変わりますが、現在、老朽の木造賃貸住宅に関しましては、この拡幅する道路に限らず除去に対しては補助という形で進めさせていただいています。

<議長>

委員ご質問の木造賃貸住宅について、耐震性を高めるために改修する場合の補助をする場合がありますけど、その後の賃貸経営としての家賃とかについてはこの都市計画ではなかなかコントロールできませんので、いろんなところで起こっていますが、そういう事例をどうするかは次の課題としてはあると思います。

他によろしいでしょうか。それではですね、他にご意見がないようですので、お諮りしたいと思います。議案第1号「東部大阪都市計画防災街区整備地区計画の決定について」、本件につきまして原案に対して、異議なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

<議長>

ご異議なしと認め、議案第1号「東部大阪都市計画防災街区整備地区計画の決定について」につきまして、原案に異議ないものといたします。

続きまして議案第2号「東大阪市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の変更

について」説明をお願いします。

<説明課>

それでは、議案第2号「東大阪市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の変更について」、説明いたします。

本日は、こちらの次第に沿って説明いたします。まずはじめに、前回の都市計画審議会から本日までの経過を説明した後、都市計画マスタープランの案について内容を説明いたします。パブリックコメントや公聴会の実施による意見と本市の対応については、三つ目の次第で説明いたします。それでは、一つ目の次第、経過から説明いたします。

昨年、11月18日開催の令和4年度第2回都市計画審議会でパブリックコメント案を報告した後、11月から12月にかけての1か月間、パブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントでは、1名の方から23件のご意見を頂いております。頂いたご意見について、市の考え方を提示した上で、一部のご意見を本計画に反映し、反映した案を基に都市計画公聴会の開催手続きを進めました。1月4日から1月18日にかけての2週間、公述申出書の提出を受け、1名の方が公述申出書を提出されましたので、1月26日に都市計画公聴会を開催致しました。なお、パブリックコメントと都市計画公聴会で公述された方は同じ方となります。また、かねてから大阪都市計画局が作成を進めておりました、大阪府のまちづくりの方向性を示す、「大阪のまちづくりブランドデザイン」が令和4年12月28日に公表されました。以上が、本日に至るまでの経過となります。パブリックコメントや都市計画公聴会での主な意見と本市の考え方は後程、説明いたします。それでは、市民の方々や都市計画審議会での皆様のご意見を踏まえ作成しました、都市計画マスタープランの内容について、説明いたします。

まずはじめに、「序章 都市計画マスタープランについて（立地適正化計画）」です。序章では、「都市計画マスタープラン」と「立地適正化計画」の2つの計画について、なぜ見直すのか、どういった視点で見直すのかといった内容を整理しております。今回の見直しにおいては、法体系上、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部と見なされていることから、都市計画マスタープランの中間見直しにあわせ、立地適正化計画についても同時に見直しを行います。見直し後は、2つの計画を、1つの計画に取りまとめいたします。

次に「第1章 東大阪市の現況と都市構造上の課題」についてです。本編の17ページから位置・人口、財政、土地利用などの項目ごとに本市の現況と課題を整理しており、

それらをまとめたものがこちらになります。鉄道や高速道路などの都市基盤施設の整備に伴い、関西の主要都市まで短時間で移動可能であることや、関西で6番目に人口規模が大きい都市などの強みを有している反面、将来の人口減少、土地利用の混在、緑の量の不足などといった、さまざまな課題も有しております。こうした強みや課題を踏まえ、将来、めざすべき都市の姿を第2章で示すこととしています。

次に、それぞれ関連する、「第2章 東大阪市がめざす都市づくり」と「第3章 基本方針に基づき取組む施策」についてです。これらの2つの章については関連性が強いいため、まとめて説明いたします。本市がめざす都市づくりとして、都市づくりの基本目標と基本方針を第2章で整理しています。これらの基本方針に基づき取組む施策を第3章に記載しています。都市づくりの基本目標については、上位計画である第3次総合計画で実現すべき将来都市像とされている「つくる・つながる・ひびきあう 感動創造都市 東大阪」に設定し、都市計画の分野においても、同じ将来都市像の実現をめざします。この基本目標を実現するために、大きな方向性として、「国土軸や大阪都市圏とつながる利便性を活かしたコンパクト＋ネットワークの取組を推進します」を掲げ、それぞれ、分野ごとに3つの基本方針を設定しています。目標年次、目標人口はそれぞれ第3次総合計画と整合を図っており、目標年次は令和12年、目標人口は約48万人としています。

次に、本市が目指す都市構造について説明いたします。昨年12月末に策定された「大阪のまちづくりグランドデザイン」との整合を図る観点から、夢洲やけいはんな学研都市とつながる東西の鉄道網を含む一体を東西産業軸、広域的なみどりのつながりを意識し、生駒山一帯を自然軸、イノベーションを創出するエリアとしてモノづくり企業や大学が集積する中央環状線以西のエリアをイノベーション創出エリアといった広域的な都市構造の考え方を新たに追加しています。次に鉄道網や高速道路をそれぞれ生活軸、産業軸とし、それぞれが結節する箇所を拠点として位置づけました。長田・荒本地区を市の中心拠点、近鉄布施駅をにぎわい拠点、近鉄布施駅から中央環状線までの近鉄奈良線沿線をにぎわいゾーンとして位置付け、この他、第3次総合計画の土地利用の方向性を踏まえ、瓢箪山駅周辺やJR長瀬駅周辺などを地域拠点に位置付けました。こちらを都市計画マスタープランでめざす都市構造図に位置付けます。この都市構造図で示す大きな軸を活かして、各エリアに拠点を形成し、にぎわいを創出していきたいと考えています。

次に「第4章 コンパクトなまちづくりの推進 立地適正化計画」について説明いたします。この章では、コンパクトシティの推進により、第1章で整理した課題の内、生

産年齢人口の減少・高齢者の増加による厳しい財政状況、鉄道駅周辺のにぎわい減少による都市の魅力低下、住工の混在といった課題の解消をめざします。まちづくりの方針については、第2章で設定した都市づくりの基本方針と同じ、「国土軸や大阪都市圏とつながる利便性を活かしたコンパクト＋ネットワークの取組を推進します」に設定します。この大きな方針のもと、快適・魅力・活力といったテーマのもと、誰もが暮らしやすい安全なまちの実現、人が集う拠点の構築、創造力・活力みなぎるモノづくりのまち、効率的な物流のあるまちの施策を推進します。

次に「第5章 防災機能が確保された災害に強いまちづくりの推進 防災指針」を説明します。これまで下水道の整備や、貯水池の整備等を進めてきたことから、大雨に対して市街地が浸水するという事は少なくなってきました。しかしながら、昨今の自然災害に備え、100年に1度の降雨規模に対する本市が抱える災害リスクと避難所及び要配慮者施設の立地状況などの都市情報を重ね合わせ、本市が抱える防災上の課題を抽出しました。抽出した課題を回避・低減するために、防災まちづくりの将来像を「防災機能が確保された災害に強い都市」に設定し、まちづくりを進めます。防災まちづくりを進めるにあたっては、ハード・ソフトそれぞれの対策を連動させるとともに、市民・事業者・行政が連携して、自助・公助・共助それぞれの役割を果たすことが重要となります。そこで、国交省作成の手引きを参考に、三つの取組み方針を設定します。一つ目は、「災害リスクの回避」として災害リスクの低い地域への居住誘導など、災害時に被害が発生しないように、または、回避するための取組を推進します。二つ目は、「災害リスクの低減（ハード）」として、道路・公園などのインフラの整備・改修等により災害リスクを低減させるための取組を推進します。最後に、三つ目の方針として、「災害リスクの低減（ソフト）」を掲げ、災害発生時に確実な避難や経済被害低減、早期の復旧・復興のための取組を推進していきたいと考えています。具体的な取組については、124ページに記載しております。

次に、「第6章 都市計画マスタープランの推進」についてです。こちらでは都市計画マスタープランをより一層推進するために、横断的な施策展開、優先的に取り組むべき事業や公民連携のまちづくり推進について整理しております。まず、効果的かつ効率的に都市づくりを始める進めるには土木、建築といった部局だけでなく、子育て、福祉などの他分野と組織横断的な連携・協力による総合的な施策として取り組むことがより一層重視されています。このことから、庁内検討委員会等において基本方針ごとに取り組むべき事業を幅広く募り、第3次総合計画や国土強靱化計画に記載のある事業を中心に、本計画に位置付けることで、都市計画の分野でも推進を図ります。129ペ

ージ以降に基本方針ごとに取り組むべき事業を整理しております。また、本市においても昨今、取り組みを進めている、公民連携のまちづくりの推進についても記載しています。行政主体で都市づくりを進めるのではなく、都市づくりの分野においても市民、企業・大学、行政の連携をめざしていきます。以上が、都市計画マスタープランの案の説明になります。続きまして、パブリックコメントや公聴会で頂いた様々なご意見に対する対応について説明いたします。

こちらは先ほどもお示ししました経過のスライドになります。令和4年度第2回都市計画審議会、パブリックコメント、都市計画公聴会の順で頂いたご意見に対する対応を説明いたします。

昨年11月の都市計画審議会において、記載内容に関する3つのご意見を頂きました。頂いたご意見は、すべて反映をしております。順に説明しますと、都市づくりの基本方針2に関する方向性の記載において、当初の案は、住工混在の課題のみ記載していましたが、ご意見を踏まえ、住工混在は多様性による魅力創出の一面も併せ持っているというような文面に修正いたしました。次に、都市づくりの基本方針2に基づき取り組む施策において、ご意見を踏まえ、市街地全体の施策を示すカテゴリにおいて、防犯に関する記載を追記しました。最後に、目標値の表記方法について現況値との比較ができるようにできないかとご意見を頂いておりました。こちらについては、直近の現況値と目標値の比較ができるように記載方法を修正いたしました。以上が、昨年11月の都市計画審議会での記載内容に関するご意見に対する対応となります。

次に、パブリックコメントでのご意見および本市の考え方について、内容を抜粋して説明いたします。ご意見の全容については、議案書とともにお渡ししております資料に記載されておりますのでそちらをご覧ください。パブリックコメントでは、本市の現況分析の方法について、花園中央公園及びスポーツ関連の施策について、目標値についてなどのご意見を頂きました。現況分析に係るご意見については、頂いたご意見を反映し、計画案を修正しております。花園中央公園及びスポーツ関連の施策、目標値に関するご意見については、上位計画である総合計画や他の関連計画が示す方向性と合致しないため反映はせず、それぞれのご意見に対し、本市の考え方を示すことで対応いたしました。

次に、都市計画公聴会でのご意見になります。ご意見は4つ頂いてありますが、関連する意見をまとめ、本市の考え方を示しております。まず一つ目のご意見は、第6章に記載があるウィルチェアスポーツ推進事業を削除してほしいという内容になります。理由としては、当該事業は、利用者が限定されたものである、趣味・娯楽の事業であ

り不要不急であると主張されています。こちらのご意見に対しては、ウィルチェアスポーツは、利用者が限定されたものではないこと、趣味・娯楽の事業ではないことを主張し、にぎわい創出に向けた取組みの一環であることを本市の考え方として示しています。

次に、第6章の花園中央公園にぎわい創出事業および花園中央公園エリアの来訪者数を削除してほしいというご意見と、ラグビー関連事業とラグビーのまち誘導区域を削除してほしいというご意見です。理由としては、市内の他所における民業を圧迫しており不当である、ラグビー関連施策はラグビー愛好者に限定した取組みである、と主張されています。こちらのご意見に対しては、認知度があるラグビーというキーワードを基礎とし、多種多様なスポーツ活動を推進する施策の推進や、ラグビーのまち誘導区域の設定により、人の交流が育まれる魅力あふれるまちづくりの推進をめざすために必要であることを本市の考え方として示しております。

最後に、第6章に記載のある目標と評価・見直しに関するご意見です。内容としては、目標値の各値は、市役所の制御下に無い社会事象に対して合理性を掲げていることに加え、東大阪市だけが良ければ良いとする考え方はSDGsに反している、本計画の策定を機に、既存の各種計画の目標のあり方について、何度も立ち止まって考え、検討し、見直すべき、と主張されています。こちらのご意見に対しては、将来の都市の形をつくっていくには、積極的な都市計画手法の活用により、行政の制御下でない社会事象に対しても関わっていき、影響を与えることが重要であるということ筆頭に、関西で6番目の人口規模を誇る中核都市としての役割を果たすことにより、関西全体のまちづくりを発展させていくということ、また、PDCAサイクルとともに新たにOODAループによる検証も取り入れ不断の検証を実施していくこと、を本市の考え方として示しております。以上が、都市計画審議会、パブリックコメント、都市計画公聴会で頂いた様々なご意見に対する対応の説明となります。

最後に今後のスケジュールについて説明いたします。本日の審議会でご意見を伺った後、庁内の検討委員会での報告を経て、3月31日の作成・公表に向け、手続きを進めていきます。これらの手続きに並行して、都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の変更について、ウェブサイト、窓口での周知とともに、関係団体へも積極的に周知を考えております。前回の都市計画審議会でもご意見頂いた通り、実行力のある計画となるように、大阪府や庁内関係部局にも積極的に事業推進をはたらきかけてまいります。計画策定後は、基本目標、基本方針に基づき、積極的に都市計画制度を活用することにより、市の中心拠点をはじめとしたそれぞれの拠点でにぎわい創出をめざす

など、魅力ある都市環境を形成し、「つくる・つながる・ひびきあう 感動創造都市 東大阪」の実現をめざしていきたいと考えております。

以上で、議案第2号「東大阪市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の変更について」の説明を終わります。

<議長>

説明が終わりましたので、委員皆様のご意見をいただきたいと思います。

<委員6>

多くの方々が議論されてほぼ完成に近いものになっていると思いますので、今の段階で私が何か言うところではないんですが、二点だけ質問という形でさせていただければと思います。一点目は、軸の議論があったかと思うんですけども、7ページになりますでしょうか、ここにあるいろんな何々軸とされているものは比較的広域の交通ネットワークが主眼となって書かれているものと思われれます。東大阪市内の移動だとか物の動きなどを支える軸になりうるような、交通手段を供給するようなインフラといったものはなかったのでしょうかという質問です。もちろん、幹線道路で市民の方が内々交通を移動されているのが手段ということであればもちろんそれでいいんですが、今後、いわゆる鉄道、モノレール、自動車だけじゃなくて、極めて短距離を移動するような交通手段などもいろいろと議論されておりますので、そういった方々の移動、軸を形成するまでに至るようなインフラはなかったのでしょうかというのが一つ目の質問でございます。二つ目は、随所に見られるコンパクトプラスネットワークというキーワードですが、当然のことながら、国が言うところのコンパクトプラスネットワークのスケール感覚、これは地方の過疎地も含めていろいろあるわけですが、東大阪市にとってのスケール感覚の中でのコンパクトプラスネットワークというのは、若干解釈の違いがあってしかるべきだろうと思うわけですが、ここで言うところのコンパクトプラスネットワークは、国が言うところのこのキーワードにどういうところに特徴出しをされたのかといったところをお伺いしたいと思います。以上です。

<説明課>

まず一つ目にご質問いただいた短距離間の移動等々を考えた、より身近な生活インフラに関して、なぜ軸に入れてないのかというところなんですけども、昨今話題に

なっています、鉄道だけでなくバス等々もネットワークに考えてしかるべきだとは思っているんですけども、やはり事業者の意向によってバスの運行が休止されてしまう可能性もございますので、一定恒久的なものを今回の目指す都市構造の中で軸として落とし込んでおります。当然、バス路線に関してもまちづくりサイドとしては重視しておりまして、他部署にはなりますが総合交通戦略等々と連携していきまして、次の質問にも繋がるんですけども、東大阪市なりのコンパクトプラスネットワークを実現していきたいと考えております。二つ目のコンパクトプラスネットワークとは何かというところなんですけども、ご意見いただきました通り、いわゆる全国的に国が推奨されているコンパクトプラスネットワークというのは、過疎地の人口規模が少ない市町村を対象によくこのキーワードが出されていると思います。東大阪市の場合は人口規模が今でこそ50万人を切っていますが、約48万人の人口規模になっております。特徴としましては30ほどの駅も抱えておりまして、駅勢圏で囲みますと市域の大半が囲まれるような、非常に利便性の高い都市構造を有しております。東大阪市が抱えている課題、人口減少であったり住工混在の課題なんですけども、そういったところでどういったふうにコンパクトプラスネットワークの施策を推進するかというと、まず一つは居住誘導区域の設定によりまして、新たにモノづくり推進区域等々、工業系の用途地域で住宅の進出をいかに防ぐかというところで、立地適正化計画とコンパクトプラスネットワークの考え方を東大阪市なりの取り組みとして、この計画に色濃く反映させております。

<委員3>

いろいろ意見はあるんですけども、一つ文言で122ページの現状課題の整理ということで、例えば、土砂流出ハザードのところに、「土砂流出ハザードの範囲内にある指定避難所がある」という、この表現があまり馴染みのない表現で、これはなかなか意味があるからこういう表現になったのかなと、一点だけお聞きしたいんです。

<説明課>

119ページの上側の図で示しております避難所と洪水リスクの重ね合わせ、こちらの図からご指摘いただいた内容を記載させているんですけども、山手側にございます土砂災害警戒区域というハザード内に避難所が存在しているというところを示させていただいております。

<委員3>

普通の日本語の表現として、「土砂流出ハザードの範囲内に指定避難所がある」というのが一般的な表現かなと思ったんですけど、なんでこういう表現になっているのかなと思っております。

<説明課>

表現については、工夫して検討したいと思います。

<委員3>

そこは表現なので、また適切に処理していただきたいと思いますが。計画自体に反対というわけではないんですけども、東大阪のまちっていうのはかなりいろんなものが混在しているまちですので、エリアとか軸とか、そういうところで表現されているんですけども、なかなか、イノベーション創出エリアという地域でも、大学があったり商店があったり工場があったり、そういう混在してる中で、府の計画に即した計画なのでかなり無理やりに詰め込んでいる感があるのかなというふうに思うんです。そこで、一点だけ聞きたいのはその生活拠点のエリアとして、高井田駅周辺等、JR長瀬駅と瓜生堂、鴻池新田、瓢箪山というのがあるんですけども、鴻池新田と瓢箪山っていうのは既存の駅がある地域で、現状としても生活の拠点となっているエリアだと思うんですけども、一方で瓜生堂とJR長瀬駅というのは、JR長瀬駅はJRおおさか東線の開通に伴って新しくできた駅ですし、瓜生堂の方は今後できる駅ということになっていまして、現状ではその生活拠点ということにはなっていない地域だと思うんです。それが同じように生活拠点ということになってるんですけども、実際進め方として、今も生活拠点となっている地域とこれから生活拠点としていく地域ということで、具体的に進め方が変わってくるのかなというふうに思っているんですけども、その点はちょっとここでは表現されなかったので、どういうお考えをお持ちなのかということをお聞きいたします。

<説明課>

まず新たに拠点として構築していくべきエリアというところで、交通結節点になるということをメインに検討させていただいております。これからの車社会から人中心のまちづくりへの転換を目指していく中で交通網というのは重要となってきますので、今後コンパクトプラスネットワークのまちづくりを進めるに際して、まずは交通

結節点として人や施設を集約して、新たなにぎわいを創出していきたいエリアとしての拠点を書かせていただいております。一方ですでに拠点となっております瓢箪山周辺等、こちらについてはもうすでに、ある一定のまちづくりというのができておりまして、施設も集約されております。ですので、こういった地域については保存型といいますか保全型のまちづくりを進めていく必要があるのかなというふうに考えております。

<委員3>

J R長瀬とか瓜生堂とかってのはまたこれから開発されていくということなんですけども、最初に議長の方からもあったんですけども、今、開発という面ではかなり進んでいて、これ以上開発を進めるということについて、それが持続可能な社会に繋がっているのかなという懸念がありまして、道路とか鉄道とかを作っていくということから、地域のまちづくり、産業と人が豊かになるようなまちづくりを進めていくべきだというふうに考えておりまして、その点ではどちらの方向性に向いているのかなというのがいまいわからないところもあって、まとめとしてはこの程度かなということはあるんですけども、やはり今後、東大阪のまちづくり、開発から成熟したまちになって、人々の高齢化が進んでいく中でも、このまちづくりに参加できるというまちづくりを進めていただきたいという中で、ちょっとなかなか、それはどうなのかと、そこに具体性が無いのがちょっと問題があるかなあということを感じております。それは意見として述べておきます。もう一点、122ページに防災の課題と現状があるんですけども、ここについても土砂流出範囲内に避難所があるとか、浸水ハザード内に避難所があるとか、こういう現状があるんですけど、じゃあこれをどうするかというのが、避難所自体を移転するのかとか、指定を変えるのかとか、そういうことについてはなかなか記載がないんですけども、この点はどのように考えられていますか。

<説明課>

まずは現状を整理するということで、現状のハザードリスクについて示させていただきます。具体的にはハザードエリアにあります避難所とハザードエリアではない避難所等々、それぞれの状況は違っておりますが、今後は実際の避難のあり方であるとか、避難所の1階部分が危ないのであれば2階に避難所を整備するといった避難所機能の検討であるとか、またその避難する際に早期の避難を要するエリアな

のかどうか、そういったことを含めまして、今後具体的に防災担当部局と調整を進めながら検討していく必要があるのかなというふうに考えております。委員おっしゃられるように現状でそこまで個別具体的に記載はできておりませんので、そこにつきましては今後検討を深めていきたいというふうに考えております。

<委員3>

役所ってのは結構縦割りということがいろいろ言われていまして、都市計画としてはこういうふうに作られるけれども、実際、防災担当部署であるとか、学校の避難所であれば教育委員会も関わってくるという中で、やはり全庁的にどう取り組んでいくのかということについて、今後調整されていくということなので、その点はここにどう表現するかっていうのは別として、全庁的に取り組むということも一つ入れられたらなということは感じています。以上です。

<委員7>

7ページを見るとですね、公共の鉄道網がこのまちづくりの大きな発展の要因であるということで、大阪モノレールが2029年にできまして、これによってまちが大きく変わるだろうなというふうに考えています。また、瓜生堂の新駅ができて、そこを中心にまちづくりが発展するだろうなというのはもう想像がつきますし、また、2025年の関西万博に向けて、2024年、来年にはですね、夢洲まで大阪メトロが通るということで、これも東大阪市にとっては非常に大きな要因になるのかなというふうに考えています。そういった公共交通網の発展というのはですね、動脈としてこのまちづくりにとって非常に重要なものだというふうには考えますし、その点でこのマスタープランについては評価するものなのですが、高齢化社会とともにこの地域の中の交通手段というのは非常に大きな問題になっているということで、先ほど委員もおっしゃっていましたが、そういう小地域におけるような交通手段の視点も大事なんじゃないかというふうに言われたというふうに私は認識するんですが、今後高齢化社会とともにこの地域の中での交通手段というのは非常に重要になってくるということで、バス路線というよりもこの地域の中でそれぞれがどういった交通手段を構築するかというのは、今後の大きな問題になってくるかなというふうに私は考えています。ですから、動脈としてのこの公共交通網というのは大事なんですが、毛細血管としてそういったものも、マスタープランの中に今後そういった視点で考えていって欲しいなということを要望しておきたいなと考えています。今回のこのマスタープランについては

東大阪の現状をよくとらえていますし、将来的な展望としても非常にいいものができたのかなというふうに考えています。以上です。

<議長>

ちょっと私の方から一言お話をさせていただきたいんですけども。先ほどですね、新しい生活圏の話がありましたけども、計画で新しく取り組むところについては新しく取り組むからかなり書き込んでいっているわけですけども、そうじゃないところはまだはっきりどうするかはあまり書き込まれてないところなんです。ただ、東大阪は多様性ある社会であることは間違いないし、さらにその多様性のある社会をもっともっと進めようとしている。全体的にもこれから多様な社会と多文化の社会、それから外国人居住も新しいことでやっていかなきゃいけない。その中で、今まで持っていた東大阪の多様性社会というものをさらに発展して、多様の枠組みを広げていくということは必要なかなと思います。その中でおっしゃるように地域の高齢化社会の中で高齢者の人々の生活をどうしていくかといわれているときに、高齢者の人たちが生活を楽しめる居場所づくりとかそういうものを作っていくことが大事です。じゃあ、それをどう作っていくのかというのは模索の段階ではありますが、例えば、小学校には通学路というものがありますが、そういう形でいくとですね、ヨーロッパの国ではシルバーゾーンというところを作って、ここら辺は高齢者もたくさん住んでいるからシルバーゾーンに指定して、車の速度は抑えてくださいよっていう皆さんにお願いするような交通信号を出したりするゾーンを作っていく。そういうゾーンを作っていくことによって、高齢者の人が安心して自分たちの人生楽しめるような場づくりをするというのも一つの方法かなと思います。これから検討して、どういうことを進めていくかは地元と話し合ってやっていく必要がありますが、やはり地元の力だけではできませんので、そういうことをサポートしてくれる企業などと都市計画の話をしていく、市民と企業と話し合ってやっていかなきゃいけない大きな課題の一つであることは間違いないと思います。まだここには書かれていませんけども、これからやっていかないといけない。その多様な社会を実現するということについては、東大阪がこれまでやってきた延長上にある問題かと思っています。

他にはいかがでしょうか。他にご意見がないようでしたらお諮りしたいと思います。それでは、今日の皆さんから出たご意見はできるだけ取り入れて、さらに良くするように努めていただくということで、議案第2号の「東大阪市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の変更について」の件につきましては、原案に対して異議な

しとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

<議長>

ご異議なしと認め、議案第2号の「東大阪市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の変更について」につきましては、原案に異議ないものといたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程を終了いたします。議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。